

平成 30 年度 新潟市産業振興センターの指定管理者公募に係る質問に対する回答

質問 NO.	質問事項	回答						
1	改修工事で使用される光熱水費は、受注施工業者の実費負担とみなす考え方でよろしいでしょうか。	改修工事に伴う光熱水費は工事業者の実費負担を想定しておりますので、指定管理料からは除いて計算してください。						
2	リニューアル工事施工中ならびに竣工後の施設設備状況により、光熱費をはじめ保守点検業務の必要性や内容が現行と異なってくるものが容易に予想されますが、これにより必要経費が増減するような場合の差異をどう評価(算定)すればよいのでしょうか。	<p>・改修工事後の光熱水費、業務内容の考え方については、現行の内容としてください。</p> <p>・工事費については支出額が見込みにくいことから、収支計画には以下の金額を記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="794 813 1506 960"> <tbody> <tr> <td>2019 年度</td> <td>2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>2020 年度</td> <td>2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>2021 年度～2023 年度</td> <td>7,348 千円</td> </tr> </tbody> </table>	2019 年度	2,000 千円	2020 年度	2,000 千円	2021 年度～2023 年度	7,348 千円
2019 年度	2,000 千円							
2020 年度	2,000 千円							
2021 年度～2023 年度	7,348 千円							
3	今後の 5 年間で、または単年度において指定管理料が当初仕様から変更がない場合でも市の都合により減額変更されることはありますか。	改修工事等の影響により、指定管理料は増減する場合があります。ただし、今回の指定管理者選定の際は募集要項に記載された上限額で評価を行います。						
補足	収支計画作成時の消費税の考え方について補足します。	2019 年 10 月に消費増税が見込まれておりますが、現時点では決定事項ではないため、消費税を含めて支出額を算定する場合は、消費税率 8%として計算してください。						